

屋外広告物等安全点検報告書（地上広告物）

年　月　日

(報告先)茨木市長

〒
報告者 住所
(広告物等の所有者等)

氏名
〔法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

茨木市屋外広告物条例第19条の規定により行った点検の結果は、次のとおりです。

1 広告物等の概要

- (1) 表示（設置）場所
- (2) 表示（設置）設置年月日 年　月　日
- (3) 前回許可年月日及び許可番号 年　月　日 茨木市指令 第　　号

2 点検結果

点検日	年　月　日
-----	-------

注)・継続申請に伴う点検の点検日は、申請書を提出する日の3ヶ月前の日から申請書を提出する日までの日とする。

- ・形状により「野立て看板」と判断される広告物の点検は、「串刺式」「盤上式」「ポール袖式」に係る点検項目を除く全ての点検項目について実施すること。
- ・形状により「ポール看板」等と判断される広告物の点検は、「アンカー」「本体接合部」に係る点検項目を除く全ての点検項目について実施すること。

区分（点検箇所）	点検項目	異常の有無	特記事項
基礎部分・根巻き	ひび、盛り上がり変形	有	経過観察
支柱	錆び、腐食、劣化、変形、傾き、内部の水の溜り	有	経過観察
アンカー	錆び、腐食、劣化、ぐらつき	有	経過観察
本体接合部	錆び、腐食、劣化、変形 ボルト・ナット等の緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察
串刺式	ポール首回り	有	経過観察
	貫通ボルト	有	経過観察
	水処理装置	有	経過観察
盤上式	剛性の状況	有	経過観察
	接合部ボルト	有	経過観察
	水処理装置	有	経過観察
ポール袖式	プラケット	有	経過観察
	プラケットカバー	有	経過観察
内部鉄骨	錆び、腐食、劣化、変形、接合部の緩み・欠落	有	経過観察
フレーム	板金の錆び・腐食・劣化・変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察
	排水機能、通気の状況	有	経過観察
フレーム枠 (押さえ)	錆び、腐食、劣化、変形、ビスの緩み、錆び、腐食・劣化・欠落	有	経過観察
表示面板	錆び、腐食、劣化、変形、破損	有	経過観察
	仕上げフィルム、塗装の劣化	有	経過観察
電材	機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線、分電盤・タイマー等の動作状況	有	経過観察
電材突出し部材	取付け部の錆び・ぐらつき・変形、ビスの緩み	有	経過観察
附属部材	鳥よけ具の破損・変形、その他附属品の劣化等	有	経過観察

上記の点検結果は、事実に相違ありません。

点検者が該当する資格等にチェックしてください。

- 管理者 住所
氏名
- 屋外広告士
- 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第2項に規定する技能検定のうち、1級広告美術仕上げに合格した者
- 点検者 住所
氏名
- 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

(報告書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 異常の有無の「有」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等（茨木市屋外広告物条例第8条各号のいずれかに該当するもの）であることをいいます。点検後に必要な改善を行い、当該項目についての異常が無くなったことがわかる写真等を添付してください。
- 3 異常の有無の「経過観察」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等には該当しないが、良好な状態ではないものをいいます。次回の継続申請の時までに必要な改善を行ってください。
- 4 点検する屋外広告物等に点検項目に該当する部分がない場合は、当該項目に斜線を引いてください。